

## 議案第 3 号

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年 2 月 17日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例

川崎市職員定数条例（昭和26年川崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「7, 239人」を「7, 267人」に改め、同条第5号ア中「395人」を「409人」に改め、同号イ中「7, 090人」を「7, 127人」に改め、同条第8号中「1, 417人」を「1, 424人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

職員配置の見直しに伴い、職員定数の調整を行うため、この条例を制定するものである。